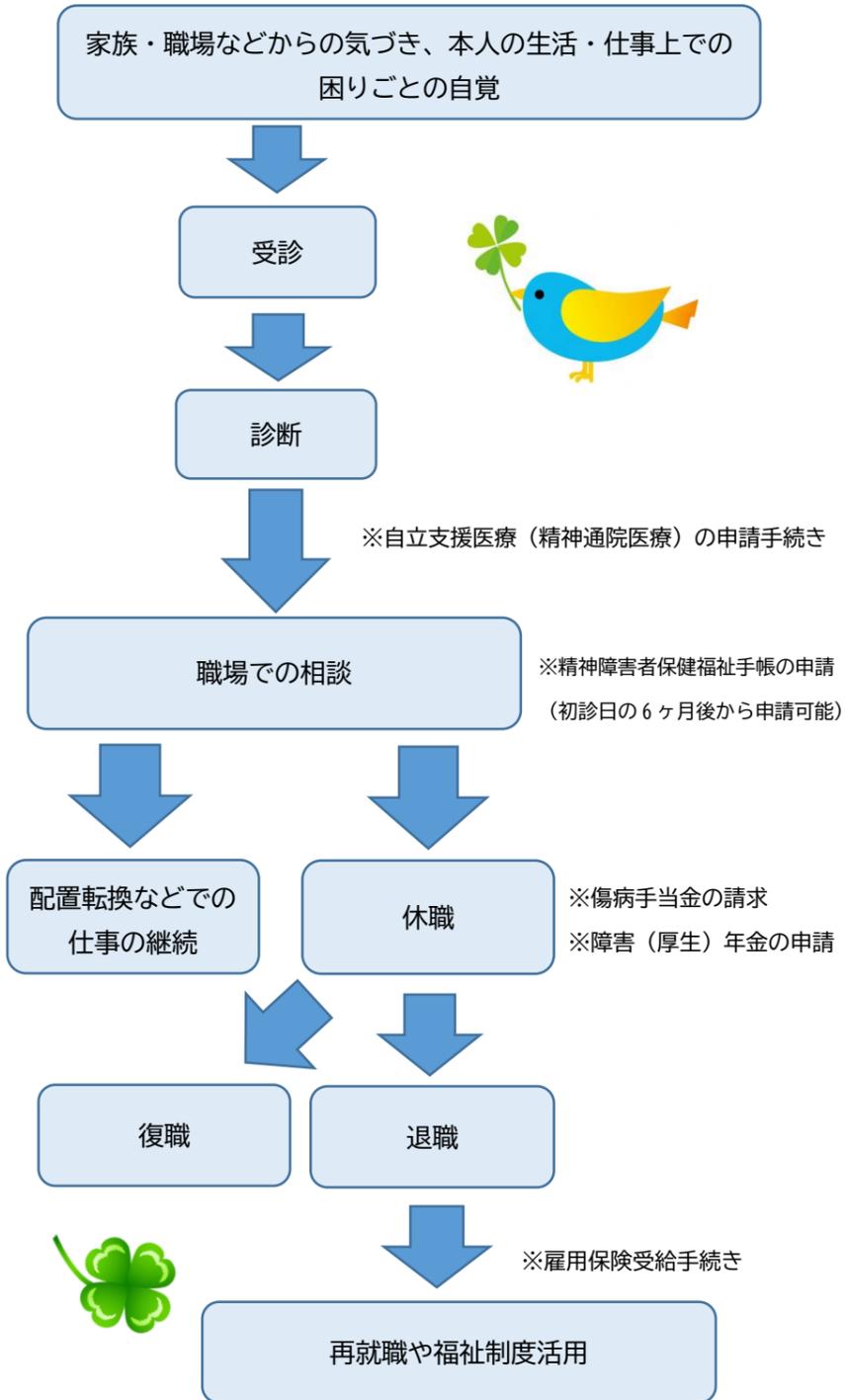


若年性認知症と診断をされたら
医療助成や福祉サービスなど
必要な支援を受けられます。

気づきからのフロー図（就労中の人）



若年性認知症とはどういうものなのでしょう

若年性認知症の場合、多くの人が現役で仕事や家事をしているので、認知機能が低下すれば支障がでて気づきやすいと考えられます。しかし、実際には仕事でミスが重なったり、家事がおっくうになっても、それが認知症のせいとは思いません。疲れや更年期障害、あるいはうつ状態など、他の病気と思って、医療機関を受診し、誤った診断のまま、時間が過ぎ、認知症の症状が目立つようになってからようやく診断されることが少なくありません。

発症年齢が若い

40代から60代前半で発症する可能性が高いとされており、平均の発症年齢は54歳くらいです。

男性に多い

女性が多い高齢者の認知症と異なり、男性の方が女性より多く発症しています。

経済的問題が起こりやすい

働き盛りの時期に発症するケースが多く、一家の家計を支えている人が休職や退職をすることにより、経済的に困窮する可能性があります。

家庭内での課題が多い

夫婦の問題、子どもの養育、教育、結婚など親が最も必要とされる時期に認知症になり、あるいは介護者になることは、家庭内に問題を引き起こしやすいと言われています。

介護も若い世代が多い

若年性認知症の世代は、子どもはまだ若く、場合によっては未成年である場合もあり、介護は配偶者に集中しがちです。しかし最近の調査結果によりヤングケアラー・若年ケアラーと言われる子ども世代の介護があることがわかってきました。

船橋市 若年性認知症ガイド



ご存じですか？若年性認知症のこと

若年性認知症とは、65歳未満の人が発症する認知症のことです。若年性認知症は、年齢が若く働き盛りの世代の発症なので、本人だけでなく家族の生活にも影響が大きいのが特徴です。

早期に見つければ、配置転換などによる雇用の継続や、周囲の病気への理解によって、その人らしい生活を続けることができます。

このガイドは若年性認知症について、どのような制度があるのか、どこに相談すればよいのかを案内するものです。

船橋市 地域包括ケア推進課
令和3年11月

認知症を疑ったら

■医療機関受診

※初診日は障害者手帳、障害年金の申請に関わります。

※初診日は、手帳交付を求める疾患や障害年金を請求する傷病について初めて医師の診療を受けた日ですので、診断書作成医療機関での初診日とは限りません。

○かかりつけ医

○専門医（物忘れ外来・精神科・神経内科など）【安心ナビ】参照

○認知症疾患医療センター

専門医療相談、鑑別診断、行動・心理症状、身体合併の対応などを行う機関です。

千葉病院 ☎：047-496-2255（予約制）

月・火・水・金・土 9時～16時30分（年末年始、祝日除く）

■相談先

○地域包括支援センター・在宅介護支援センター

認知症があっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、総合相談窓口として市内13か所に地域包括支援センター、その協働機関として市内16か所に在宅介護支援センターを設置しております。【安心ナビ】・【福祉ガイド】参照

○千葉県若年性認知症専用相談窓口（千葉大学医学部附属病院）

ご本人・ご家族、職場や地域の関係者などから若年性認知症についてのさまざまな相談を受けています。

☎：043-226-2601（直通）

月・水・金 9時～15時（年末年始・祝日除く）

○若年性認知症コールセンター

☎：0800-100-2707

月～土 10時～15時（年末年始・祝日除く）

○ちば認知症相談コールセンター

（電話相談及び面接相談を実施しております）※面接は要予約

☎：043-238-7731

（プッシュ回線の固定電話からは局番なしの#7100）

月・火・木・土（年末年始・祝日除く）10時～16時

診断を受けたら

■経済的支援 ※それぞれの制度には条件や基準があります。

医療費

・自立支援医療（精神通院医療）【障害のしおり】参照

障害福祉課 精神医療係 ☎：047-436-2729

・高額療養費・限度額適用認定証

☎：加入している健康保険組合または全国健康保険協会

※国民健康保険加入者は国保年金課 ☎：047-436-2395

・特定医療費（指定難病）医療費助成・船橋市難病患者援助金

※原因疾患が難病に指定されている場合

保健所 地域保健課 疾病対策係 ☎：047-409-2891

その他・年金・給付等

・傷病手当金 ※給与が発生しない際に支給

☎：加入している健康保険組合または全国健康保険協会

・障害年金※初診日に加入している年金によって問い合わせ先が異なります

厚生年金加入者、厚生年金加入者に扶養されている配偶者

船橋年金事務所 ☎：047-424-8811

※国民年金加入者、20歳未満の方などは

国保年金課 国民年金係 ☎：047-436-2282

・住宅ローンの相談（高度障害特約）☎：ローン契約金融機関

■就労継続を支援

・精神障害者保健福祉手帳取得

障害福祉課 精神医療係 ☎：047-436-2729

⇒障害者雇用枠 ☎：勤務先など

・千葉障害者職業センター ☎：043-204-2080

【障害のしおり】参照

日常生活支援

■介護保険制度

・介護保険サービス 【福祉ガイド】参照

※40歳以上65歳未満で医療保険に加入しており、初老期における認知症などの特定疾病に該当する方は介護保険の申請ができます。

⇒詳細は介護保険課へ ☎：047-436-2302

■障害福祉 【障害のしおり】参照

・障害者（児）総合相談窓口（市内2か所設置）

・障害福祉サービス 障害福祉課 相談支援係 ☎：047-436-2343

■権利擁護

・成年後見制度 【福祉ガイド】参照

⇒詳細は地域包括ケア推進課へ ☎：047-436-2558

・ふなばし高齢者等権利擁護センター「ばれっと」

（日常生活自立支援事業）☎：047-431-7560

■居場所支援

・認知症カフェ 地域包括ケア推進課 ☎：047-436-2558

・船橋市保健所デイケアクラブ

※在宅で精神科に通院している精神障害者を対象

保健所地域保健課 ☎：047-409-2859

・船橋市地域活動支援センター「オアシス」 ☎：047-409-2487

■家族支援

・認知症家族交流会 【安心ナビ】参照

・徘徊高齢者家族支援サービス 【安心ナビ】参照

・認知症サポーター養成講座 【安心ナビ】参照

⇒詳細は地域包括ケア推進課へ ☎：047-436-2558

・介護休業制度 ☎：各勤務先など

■子育て支援

・子育て世代包括支援センター「ふなここ」

☎：047-411-8250（相談専用）

【略称などの見方】



【福祉ガイド】⇒【介護保険・高齢者福祉ガイド】
介護保険課（047-436-2302）にて配布しています

【安心ナビ】⇒【船橋市認知症安心ナビ】
地域包括ケア推進課（047-436-2558）にて配布しています

【障害のしおり】⇒【障害福祉のしおり】
障害福祉課（047-436-2345）にて配布しています

退職したら

・雇用保険（失業給付、傷病手当）※障害者手帳で給付期間延長の可能性あり
ハローワーク船橋 ☎：047-420-8609

・国民健康保険への加入、国民健康保険料の軽減・減免※
国保年金課 ☎：047-436-2395

・国民年金への加入（60歳未満の方）、国民年金保険料の免除・納付猶予※
国保年金課 国民年金係 ☎：047-436-2282

※保険料の軽減などについては、条件や基準があります。